

一般財団法人大学教育質保証・評価センター
大学機関別認証評価

大学評価基準

年 月

基準 1 法令適合性の保証

大学は、法令を遵守した上で、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない¹。

基準 1 では、大学が行う点検及び評価の内容について、別に定める評価の指針に照らし、法令適合性を保証する観点から評価する。この評価は、認証評価を行うものとして定められた事項について行うものとする。

基準 2 教育研究の水準の向上

大学は、自らの教育研究の水準の向上を図ることに努めなければならない^{2,3}。

基準 2 では、大学が行う自己の水準分析の内容について、別に定める評価の指針に照らし、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する。

基準 3 特色ある教育研究の進展

大学は、法令を遵守し教育研究の水準の向上に努めるとともに、特色ある教育研究を展開していくことが求められる⁴。

基準 3 では、大学が行う特色ある教育研究の内容について、別に定める評価の指針に照らし、その進展に資する観点から評価する。

¹ 学校教育法 第 109 条 第 1 項

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

² 大学設置基準 第 1 条 第 3 項

大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

³ 大学院設置基準 第 1 条 第 3 項

大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

⁴ 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」平成 17 年 1 月 28 日（p.41）

国公立大学がそれぞれ特色ある教育・研究を展開していくことは、21 世紀初頭における社会の多様な要請等に国公立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも重要である。